

改正社会福祉法への対応のポイント②

会員の皆様，毎月の精励お疲れさまです。

さて，改正社会福祉法への対応についての進捗はいかがでありましょうか？組織の在り方や新定款作成等もろもろの検討の真最中かと拝察します。

去る，6月22日の厚労省からの事務連絡を受け，さらには，その後の県市による説明会も開催されました。これらにより諸規定についての中身のかなりの部分が判明いたしましたが，まだ10月中に予定される政省令，諸通知等の発付を待たなければ，詳細は，はっきりしないことのようにあります。とはいえ，私共としても，できる得る限りの準備をしておく必要があるところであり，これ迄の説明により得たスケジュール感により，年内のスケジュールを描いてみました。

以下のように，先般，当会ホームページ上に載せました「改正社会福祉法への対応ポイント①」に続く「ポイント②」としてまとめてみました。この稿につきましても，多分に，編集子の主観の入っている部分が有りますことを御容赦いただき，又，それぞれのスケジュールは，あくまでも想定でありますので，皆様方におかれてはそれぞれ前倒しで対応いただけますことが無難かと思いつつ掲載しておりますので，この点も御斟酌頂けますようお願いいたします。

I 想定スケジュール (28年7月～12月)

現状では次表のとおりスケジュールが想定されるのではないのでしょうか

	主な動き	各法人における対応等が必要なこと
7月	7/15 県説明会 7/26 市説明 7/27 業種代表者会 (地域公益事業の検討)	組織体制, 機関の在り方の検討 ◎役員等の定数, 候補者の検討 ◎収支計画書, 事業計画書を評議員会の承認事項とするか ◎運営協議会は設定するのか 現時点での定款例等による定款案の作成 ◎選任解任委員の絞り込み ◎新評議員の絞り込み
8月	8/18 県経営協セミナー 8/23 県経営協広報部会	
9月	第2回業種別代表者会	選考委員会, 評議員会 運営細則の作成 変更定款等の県・市との協議 理事会開催 検討案の説明
10月	政省令交付 (→定款例がFIXされる) 県・市との変更定款の事前確認	
11月		定款変更案の 理事会承認
12月		所轄庁への定款変更認可申請

Ⅱ 想定スケジュールについてのコメント

1 政省令，関係通知等の発付について

今後のスケジュールにおいては 10 月中の政省令，関係通知の発付が大きな節目になると考えられます。

評議員数の経過措置，内部管理体制の整備，会計監査人の設置基準等が政省令等により明らかになり，全ての手続きが確定的に動き始めることとなりますので，この発付がいつになるのかということが大きなポイントとなりそうです。

※以下のスケジュールは，この発付日を 10 月中旬に置いてみました（ある説明会で 10 月中～下旬とのコメントも有りましたので，，，）

2 今後のスケジュール

上記のように，政省令関係通知の発付を 10 月中旬として，各スケジュールを逆算してみますと，以下のようなものではないでしょうか。

（1）8 月中旬迄の工程

今後の作業の大前提となるものとして，まず，新定款の大まかな姿を組み上げることが必要です。

具体的には先般，示された定款例（案）に沿って各条項についての作業を進めていくこととなりますが，もう一つ前段の作業として，次の検討が要ります。

◎それぞれの役員数を何人にするのかの検討及びそれぞれについての候補者の絞り込み。

◎評議員選任，解任委員会の委員数の決定及び，その候補者の絞り込み。

※選任，解任委員会の設置は実質上必須のようでありますので設置することとし，そして，そのうえで委員数を何人にするのかの検討が必要です。この委員数については，説明会等では監事が 1 名，事務局員 1 名，外部委員 1 名の合計 3 名で可とされているが，そもそも，今回の法改正の経緯からすれば，単に 3 名の設置をすれば済みと考えるべきではなく，各法人において，法人規模等諸々の状況を勘案し決定すると考えるべきではないでしょうか。周囲から疑問を抱かれることがないように配慮すべきではないでしょうかと少し考えてみてください。

◎評議員会における承認事項の決定

「評議員会の議事事項は，法律に定める事項及び定款に定める事項」とされており，何を承認事項とするかの検討が必要となります。

特に収支計画書、事業計画書をどうするかという検討が要ります。

※基本的には評議員会は法人運営の基本ルール、体制の決定と事後的な監査を行う機関として位置づけられているので、計画レベルのものは対象外と考えられますが、手続き的には承認事項としないとしても、予算的なもの等を、どんな形で説明するのか等の整理をしておく必要があるのではないのでしょうか。

(2) 8月中旬～9月中旬の工程

◎上記(1)における整理事項を経て各条項をあてた定款(案)を策定する必要があります。

◎次に、定款(案)の具体的運用について、理事会において細則を定めることにされている条項もあります。これらの運用細則を定める必要もあります。具体的には、次のようなものが考えられます。(各法人における定款の規定の仕方により不要となるものもあります。)

- ・評議員選任、解任委員会に関するもの(後述例①)
- ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関するもの(後述例②)

※今後、全国経営者協会から示されるパターンとの整合をとる必要も出てくるかもしれないかもしれません。

- ・評議員会の運営に関するもの(後述例③)

- ・理事会の運営に関するもの(後述例④)

※上記各細則の例は、公益財団法人の例を引用し、基本形を作製したものです。各法人において、公益財団法人等、先行法人の例を調査し、参考とされてはどうか

◎次に、以上により調整された各法人の諸規定(案)については、現行の理事会、評議員会のメンバーへの説明をされたらどうでしょうか。

9月中旬迄に、別件案件等により理事会、評議員会が開催される機会があれば、この機会を利用し、説明しておくことにより、概ねのコンセンサスを得ておくこととしては、どうでしょうか。

理事会開催の予定のない法人にあっても事前に何らかの調整を進められたら、どうでしょうか。
このコンセンサスが以後の作業のスピードアップに大きく資するものと考えられます。

(3) 9月中旬～10月中旬の工程

政省令、各通知等が発付される迄の間に、それぞれの所轄庁に、定款(案)、諸細則(案)について、事前の指導を仰いでおいたらどうでしょうか。

事前の協議により、課題とされたもの、修正を要すること等について、あらかじめ調整をすませておけば、以後の正式な手続きもスピーディーに進むのではないのでしょうか。

特に今後、正式な手続きが一度に集中し、場合によっては混乱も生ずることが想定されますので、予め調整しておく必要もあるかと考えられます。

(4) 10月中旬～工程

◎政省令、諸通知の発付後、全ての手続きが正式に動きだします。

◎上記(3)迄において、進められた事前の協議案を正式な定款(案)として所轄庁から事前確認を得、しかる後、できうる限り早期に理事会を開催し、所要の承認を得ます。

(5) ～12月までの工程

所轄庁への定款変更認可の申請をします。

以上が、現在における想定工程ですが、今後の状況の変化には十分注意いただき常に前倒しで対応され、手続きの齟齬のないようにお願いします。

(例①)

評議員選任・解任委員会設置及び運営規程

(目的)

第1条 この規定は、〇〇〇〇（以下「この法人」という。）における評議員を選任・解任するため、「評議員選任・解任委員会」の設置及びその運営について定めることを目的とする。

(設置及び委員)

第2条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、監事 名、事務局員 名のほか、第4項の定めに基づいて選任された外部委員 名の合計 名で構成する。
- 3 前項の監事からの委員を選任するに当たっては、監事による互選とし、事務局からの委員はこの法人の事務局長の職にある者をあてる。
- 4 評議員選任・解任委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

(委員の任期)

第3条（委員の任期は、委員会設置の日から、委員会が選定した評議員の任期が満了する日までとする。）

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会は委員の互選により選任する。
- 3 委員会の議長は、委員長とする。

(招集)

第5条 委員会は理事長が収集する。

(委員会の成立)

第6条 委員会は、委員のうち少なくとも外部委員 名を含む過半数の委員が出席することにより成立する。

(評議員の選任・解任)

第7条 理事会が評議員候補者を推薦する場合は、推薦内容の説明のため次に掲げる内容を記載した書類を委員会に提出するものとする。解任の提案を行う場合は当該者が評議員として不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 候補者の経歴
- (2) 候補者を候補者として推薦した理由
- (3) 候補者と当法人（理事， 監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

2 評議員の選任・解任は、原則として候補者1名ごとに行い、少なくとも外部委員名を含む出席委員の過半数の賛成がなければ行うことができない。

3 出席委員の全員が賛成した場合、候補者全員を対象として選任・解任を行うことができる。選任・解任は前項と同様の賛成がなければ行うことができない。

4 委員会の評決には、委員長も参加する。

(議事録)

第8条 評議員選任・解任委員会の議事については、議事録を作成し、出席したすべての評議員選任・解任委員は、これに記名押印しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第9条 ()

(事務局)

第10条 委員会の事務は、事務局がこれに当る。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

本規程は、平成 年 月 日より施行する。

(例②)

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は〇〇〇〇（以下、「 」という。）の定款第 条及び定款第 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、 を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬については、定款第 条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員

- ア 報酬は、別表第1「常勤役員の報酬の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。
- イ 賞与は、別表第2「常勤役員賞与の上限額」のとおりとし、理事会において定めるものとする。
- ウ 実施に応じて通勤手当を支給することができる。支給額については、職員給与規程の例による。

エ 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない

(2) 非常勤役員

報酬は、別表3、及び4「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

(3) 評議員

報酬は、別表第5「評議員の報酬」に定める金額とする。

(支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、理事会で定めるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席等の都度、支給する。なお、理事長（※理事長が非常勤の場合）に対する報酬の支給時期等は、評議員において別に定めるものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事長の承認を得て、別途、定めるものとする。

附 則

この規程は平成 年 月 日から施行する。

[別表]

別表第1 常勤役員の報酬の上限額

一人につき年 万円

別表第2 常勤役員賞与の上限額

一人につき年 万円から当該年度に支給する年間報酬額を差し引いた額

別表第3 非常勤役員の報酬

理事会及び評議員会の出席等の都度（監事の監査を除く。）

一人一律 円

監事の監査

一人一日 円

別表第4 非常勤役員のうち理事長の報酬 年 円以内（※理事長が非常勤の場合）

別表第5 評議員の報酬

評議員会出席等の都度

一人一律 円

評議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、〇〇〇〇(以下 〇〇〇〇 という。)の定款第 〇条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 理事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席するものとする。
- 3 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。
- 4 本財団の職員等は、理事又は監事を補佐するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとし、理事会がこれを招集する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催するものとし、理事長がこれを召集する。
- 4 前項にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

(招集の手続)

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 議題・議案

2 前項の規定にかかわらず、評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号の掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集する理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 評議員を招集する理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法のより通知を発することができる。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第7条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第8条 評議員会は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない

(評議員会の決議事項)

第9条 評議員会は、法令並びに定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(決議)

第10条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) ○○○○

(評議員会の決議の省略)

第11条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について、特別の利害関係を有する評議員を除くものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第12条 理事が、評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第13条 評議員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が、書面をもって作成されているときは、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名の計3名が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第4章 補 則

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は 年 月 日から施行する。

(例4)

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は〇〇〇〇（以下「 」という。）の定款 に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるものとする。

(権限)

第3条 理事会は、法令及び定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本〇〇の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の施行の監督
- (3) 理事長、常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本〇〇の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(報告事項)

第4条 理事長、常務理事は、毎事業年度に 月を超える間隔で 回以上、自己の職務の施行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、本〇〇業務及び財産の状況を監査し報告しなければならない。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第2章 理事会の種類及び招集

(理事会の種類及び開催)

第 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、事業年度ごとに 月又は 月及び翌年の 月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(4) 監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は、監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第7条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 理事会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。

5 第4項及び第5項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事会がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長がやむを得ない事情で欠席した場合は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第9条 理事会は、定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第10条 理事会の決議は、定款に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第11条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第12条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略することはできない。

(議事録)

第 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 議事録が書面をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第4章 補 則

(改廃)

第 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は 年 月 日から施行する。